

意見書案第 1 号

「高額療養費制度」の負担上限額引き上げの全面的な撤回を求める意見書案
上記の意見書案を提出する。

令和 7 年 3 月 24 日

提出者	中 川 睦 子
賛成者	角 井 英 明
賛成者	奥 野 嘉 己

「高額療養費制度」の負担上限額引き上げの全面的な撤回を求める意見書

「高額療養費制度」は、医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超過した分を医療保険から支払う仕組みです。過度な患者負担を抑え、継続して診療が受けられるようにする患者支援策です。現在、この制度は、がん、骨折、関節リウマチ、白内障、脳出血、帝王切開などの治療を受けている人が利用していて、これらは誰もがかかる可能性がある病気であることから、患者を支援する制度として、なくてはならないものです。政府の制度改定案では、治療を受ける人の負担が増加し、影響を受ける受給者のうち、年間 4 回以上この制度を利用する「多数回該当者」は 155 万人で、これは国民の 80 人に 1 人にあたります。

とりわけ、がんは長期にわたって治療を要し、高額な医薬品が必要です。NHKが取り上げていたがん患者の 1 人は、がんが再発し、1 錠 8 千円の薬を毎日服用し、月 24 万円の費用が必要だといいます。大学生の子どもをかかえ、生活が苦しく、「高額療養費制度」の負担上限額が引き上げられると治療を中断せざるを得なくなると述べていました。全国保険医団体連合会の調査によれば、子どもを持つがん患者では、医療費の負担が増えれば治療を中断するが 4 割、回数を減らすが 6 割という結果が出ています。政府の当初予算案は、今年 8 月、2026 年度、2027 年度の 3 段階で負担上限額を引き上げるものでした。年収 650 万～770 万円の場合、現行の上限額は 8 万 100 円です。2027 年度には上限額を 13 万 8,600 円に引き上げて、5 万 8,500 円もの負担増を強いるものでした。しかし患者らの凍結・撤回を求める声を受け、政府は衆議院審議で 8 月の引上げを予定通り実施したうえで 2026 年度以降の負担上限額引き上げは再検討する方針に転換しました。

参議院審議では7月の参議院選挙を前に、与党からも言及されたことから、政府は8月に予定していた負担上限引き上げを見送り、今回の政府方針は凍結した形になります。一方、石破首相は2026年度以降の制度のあり方について、今秋までに再検討すると表明しています。

「負担増を止めてほしい」は当事者の強い願いであることから、「高額療養費制度」の負担上限額引き上げの全面的な撤回を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月24日

彦根市議会

内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 殿